

薬生薬審発 0530 第 4 号
令和元年 5 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

都道府県知事が承認するビタミン主薬製剤の製造販売承認事務の
取扱いについて

都道府県知事が承認するビタミン主薬製剤の製造販売承認事務については、「医薬品の承認権限の都道府県知事への委任に伴う製造（輸入）承認事務の取扱いについて」（昭和 63 年 3 月 26 日付け薬審 2 第 242 号厚生省薬務局審査第二課長通知）により取り扱ってきたところです。

今般、「ビタミン主薬製剤製造販売承認基準の一部改正について」（令和元年 5 月 30 日付け薬生発 0530 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）が発出されたことを踏まえ、下記のとおり、都道府県知事が承認するビタミン主薬製剤の製造販売承認事務における留意点をまとめたので、御了知の上、貴管下関係業者に対し指導方御配慮願います。

記

1 申請書の記載及び添付資料について

「承認基準の定められた一般用医薬品の申請書の記載及び添付資料の取扱い等について」（平成 5 年 1 月 29 日付け薬審第 85 号厚生省薬務局審査課長通知）の別添により取り扱うこと。

2 ビタミン主薬製剤の承認審査にあたっての留意点について 別紙のとおりであること。

3 その他

既承認品目について、今般のビタミン主薬製剤の製造販売承認基準等の改



正を踏まえ、効能又は効果の表現を改める場合、製造販売業者は承認事項一部
変更承認申請を行う必要があること。

別紙

ビタミン主薬製剤の承認審査にあたっての留意点について

承認審査にあたっては、提出された申請書が正しく記載されているか否かを確認し、各欄相互の矛盾の有無について検討するほか、次の点に留意すること。

1 販売名

次のような販売名は不適当であること。

- (1) 虚偽又は誇大な名称
- (2) 2つ以上の有効成分を含有する製剤であって、特定の成分のみの製剤と誤解されるような販売名
- (3) 適応症、その他効能をそのまま表すような名称又は分類的名称のみによるもの
- (4) 医薬品の名称として品位に欠ける名称
- (5) 剂形と異なる名称
- (6) 日本薬局方（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 41 条第 1 項の規定により定めるものをいう。）収載医薬品と紛らわしい名称

2 成分及び分量又は本質

- (1) 有効成分が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等（昭和 45 年厚生省告示第 366 号。以下「告示」という。）の別表第 9（以下「別表第 9」という。）に掲げられたものであること。
- (2) 別表第 9 の A 項から L 項までに掲げる有効成分のいずれも含まないものは認めないこと。
- (3) 1 回及び 1 日最大分量、1 回及び 1 日最小分量並びに有効成分の種類の組み合わせが告示のビタミン主薬製剤の項の 2 及び 3 の規定並びに令和元年 5 月 30 日付け薬生発 0530 第 4 号の別紙「ビタミン主薬製剤製造販売承認基準」（以下「ビタミン主薬製剤承認基準」という。）に適合するものであること。
- (4) 小児用量については、上記の分量にビタミン主薬製剤承認基準の別表 2 に掲げられた各年齢区分別の係数を乗じた量の範囲内であること。
- (5) ビタミン主薬製剤承認基準における生薬の「エキス」について、ビタミン主薬製剤として承認前例のない「チンキ」又は「流エキス」のものは、厚生

労働大臣が承認する品目であること。

3 製造方法

2種類の錠（カプセル）剤を組み合わせて1品目とするものなど、通例の剤形でないものについて承認を与えようとするときは、あらかじめ当局と協議すること。

4 用法及び用量

- (1) ビタミン主薬製剤承認基準に定められた用法及び用量以外は、認めないと。ただし、有効性及び安全性に関する資料が提出された場合は、当局と協議すること。
- (2) ゼリー状ドロップ剤の用法については、次の例を参考に具体的な服用方法を記載すること。
例 かんで服用する。
- (3) 錠剤の分割投与は、割線のある素錠の場合、1／2に限り認めてよいこと。
- (4) 分包剤は、1回1包を原則とすること。ただし、小児等の分割投与は、1／4まで認めてよいこと。

5 効能又は効果

ビタミン主薬製剤承認基準によること。